

**「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」  
かどうかの確認フローチャート  
( 認定特定公益信託を除く)**

平成20年1月1日以後に寄附者にとって所得税の寄附金控除対象となる寄附を受領しましたか？

はい

いいえ

「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」に該当しません。

県外に事務所又は事業所がありますか？

はい

いいえ

「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」に該当します。  
必要な事務手続きを行ってください。

事務所又は事業所ごとに区分して経理されていますか？

はい

いいえ

県内の事務所又は事業所の業務に充てられるものは「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」に該当します。  
必要な事務手続きを行ってください。

寄附者から県内の事務所又は事業所の業務に充てる指定がありますか？

はい

いいえ

寄附者の指定により県内の事務所又は事業所の業務に充てられるものは「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」に該当します。  
必要な事務手続きを行ってください。

「島根県が条例で指定した個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金」に該当しません。